

は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他の国民投票の手続に関し必要と認める事項を投票人に周知させなければならぬ。

中央選挙管理会は、国民投票の結果を国民に対して速やかに知らせるよう努めなければならない。

投票人に対する特別の事情がない限り、国民投票の当日、その投票権行使するためには必要な時間を与えるよう措置されなければならぬ。

第三節 投票人名簿

(投票人名簿)

第二十条 市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合においては、投票人名簿を調製しなければならない。

投票人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。以下同じ)をもつて調製することができる。

国民投票を行う場合において必要があるときは、投票人名簿の抄本(前項の規定により磁気ディスクをもつて投票人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会あつては、当該投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ)を用いることができる。

第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該国民投票に限り、その効力を有する。

(投票人名簿の記載事項等)

第二十一条 投票人名簿には、投票人の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する投票人名簿については、記録)をしなければならない。

投票人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。

前二項に規定するもののはか、投票人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

(被登録資格等)

第二十二条 投票人名簿の登録は、国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民で、次いづれかに該当するものについて行う。

一 国民投票の期日前五十日に当たる日(以下「登録基準日」という。)において、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者

二 登録基準日の翌日から十四日以内に当該市町村の住民基本台帳に記録された者であつて、登録基準日においていずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないもの(登録基準日後当該住民基本台帳に記録された日までの間に他の市町村の住民基本台帳に記録されたことがある者及び当該住民基本台帳に記録された日においていずれかの市町村の在外投票人名簿に登録されている者を除く。)

投票人名簿に登録するための整理をしておかなければならぬ。

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、中央選挙管理会が定めるところにより、当該市町村の投票人名簿に登録される資格を有する者を投票人名簿に登録しなければならない。

(登録)

第二十四条 刪除

(異議の申出)

第二十五条 投票人は、投票人名簿の登録に関する不服があるときは、中央選挙管理会が定める期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

公職選挙法第二十四条第二項の規定は、前項の異議の申出について準用する。

第二十六条 公職選挙法第二十五条第一項から第三項までの規定は、投票人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは、「日本国憲法の改正手続に関する法律第二十五条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

公職選挙法第二百十三条、第二百四十四条及び第二百十九条第一項の規定は、前項において準用する同法第二十五条第一項及び第三項の訴訟について準用する。この場合において、同法第二百十九条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条若しくは第二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十条第二項の規定により公職の候補者である者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求」とあるのは、「一の市町村の選挙管理委員会が行う投票人名簿の登録に関し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(補正登録)

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、第二十三条の規定により投票人名簿の登録をした日後国民投票の期日までの間、当該登録の際に投票人名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票人名簿に登録されないことを知った場合には、その者を直ちに投票人名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

(訂正等)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、投票人名簿に登録されている者の記載内容(第二十条の規定により磁気ディスクをもつて調製する投票人名簿に記録されたもの)に投票人名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

第二十九条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の投票人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに投票人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたこと

二 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

(投票人名簿の抄本の閲覧)

第二十九条の二 市町村の選挙管理委員会は、第二十五条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間、特定の者が投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、投票人から投票人名簿の抄本を開覧することが必要である旨の申出があつた場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした投票人に投票人名簿の抄本を開覧させなければならぬ。

一 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、第三号に定める事項については、この限りでない。

二 投票人名簿の抄本の閲覧により知り得た事項(第四項及び次条において「申出者」という。)の氏名及び住所

三 閲覧事項の管理の方法

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

第一項の規定にかかるわらず、市町村の選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されることはあること、閲覧事項を適切に管理することはできないおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があること

(同項第一号又は第三号に該当する場合を除く。)にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

公職選挙法第二百四十四条の規定は、第一項の異議の申出について準用する。

(訴訟)

死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

(登録の抹消)

第二十九条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の投票人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに投票人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

(投票人名簿の抄本の閲覧)

第二十九条の二 市町村の選挙管理委員会は、第二十五条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間、特定の者が投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、投票人から投票人名簿の抄本を開覧することが必要である旨の申出があつた場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした投票人に投票人名簿の抄本を開覧させなければならぬ。

一 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、第三号に定める事項については、この限りでない。

二 投票人名簿の抄本の閲覧により知り得た事項(第四項及び次条において「申出者」という。)の氏名及び住所

三 閲覧事項の管理の方法

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

第一項の規定にかかるわらず、市町村の選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されることはあること、閲覧事項を適切に管理することはできないおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があること

三　登録基準日の翌日から第三十九条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間の開始の日の前日までの間に在外選挙人名簿への登録の移転がされた者市町村の選挙管理委員会は、国民投票の期日前十五日に当たる日以後においては、前項の規定にかかわらず、登録を行わない。

3　市町村の選挙管理委員会は、第一項第二号に掲げる者について同項の規定による登録をしたときは、前項第二項の規定により同条第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、同項の規定による申請をした者に、在外投票人名簿に登録されている者であるとの証明書（以下「在外投票人証」という。）を交付しなければならない。ただし、同条第四項の規定により公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請を前条第一項の規定による申請とみなされた場合は、この限りでない。

4　前項本文の規定により交付された在外投票人証は、当該国民投票に限り、その効力を有する。

第三十八条 削除

（在外投票人名簿の登録に関する異議の申出）

第三十九条 投票人は、在外投票人名簿の登録に

関し不服があるときは、中央選挙管理会が定める期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

2　公職選挙法第二十四条第二項の規定は、前項の異議の申出について準用する。

3　行政不服審査法第九条第四項、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く。）、第二十三条、第三十四条、第二十七条、第三十一条（第五項を除く。）、第三十二条第一項及び第三项、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十条並びに第五十三条の規定は、第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同法第三十九条第一項又は第四十九条第一項の規定（同法第四十四条の規定を除く。）と、同法第二十四条第一項中「審理員」とあるのは「審査官」とあるのは、「日本国憲法第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、同法第三十一条第一項中「審理關係人」とあるのは「異議申出人」と、同法第四十四条第一項中「行政不服審査会等から諮詢に対する答申を受

けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する異議の申出について準用する）。

4　公職選挙法第二百四十四条の規定は、第一項の規定による訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律第三十九条第二項において準用する前条第二項」と、「七日」とあるのは「七日（政令で定める場合には、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第二号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便による送付に要した日数を除く。）」と読み替えるものとする。

2　公職選挙法第二百十三条、第二百十四条及び第二百十九条第一項の規定は、前項において準用する同法第二十五条第一項及び第三項の訴訟について準用する。この場合において、同法第二百十九条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条若しくは第二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十条第二項の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求との選挙における当選の効力に關し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求と」とあるのは、「一の市町村の選挙管理委員会が行う在外投票人名簿の登録に關し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

2　公職選挙法第二十九条の規定は、在外投票人名簿に登録される資格の確認に關する通報及び在外投票人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

3　公職選挙法第三十二条の規定は、在外投票人名簿及び在外投票人名簿の抄本の保存について準用する。

知った場合には、直ちにその記載（同項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外投票人名簿にあつては、記録）の修正又は訂正をしなければならない。（在外投票人名簿の抹消）

第四十二条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外投票人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの方を直ちに在外投票人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一　死亡したこと又は日本の国籍を失つたこと（を知つたとき）。

二　登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

三　登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

（在外投票人名簿の抄本の閲覧等）

第四十二条の二 第二十九条の二及び第二十九条の三の規定は、在外投票人名簿について準用する。この場合において、第二十九条の二第一項中「第二十五条第一項」とあるのは、「第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

（在外投票人名簿の修正等に関する通知等）

第四十三条 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村の在外投票人名簿に登録されているもの（以下この項において「他市町村在外投票人名簿登録者」という。）について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し若しくは職権で戸籍の記載をした場合又は戸籍の附票の記載、消除若しくは記載の修正をした場合において、当該他の市町村の選挙管理委員会において在外投票人名簿の修正若しくは訂正をすべきこと又は当該他市町村在外投票人名簿登録者を在外投票人名簿から抹消すべきことを知つたときは、遲滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

（投票立会人）

第四十九条 市町村の選挙管理委員会は、各投票区における投票人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、国民投票の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

2　投票立会人で參會する者が投票所を開くべき時刻になつても二人に達しないときは、その後二人に達しなかつたときは、投票管理者は、その投票区における投票人名簿に登録された者の中から二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。

3　同一の政党その他の政治団体に属する者は、同一の投票区において、二人以上を投票立会人に選任することができない。

4　投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞すことができない。

（在外投票人名簿の登録に関する政令への委任）

第四十六条 第三十五条から第三十七条规定するもののは、在外投票人名簿の登録に關し必要な事項は、政令で定める。

第五節 投票及び開票

（一人一票）

第四十七条 投票は、国民投票に係る憲法改正案ごとに、一人一票に限る。

（投票管理者）

第四十八条 国民投票ごとに、投票管理者を置く。

2　投票管理者は、国民投票の投票権を有しなくなつたときは、その職を失う。

3　投票管理者は、投票に関する事務を担任する。

4　投票管理者は、国民投票の投票権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

（投票立会人）

第四十九条 市町村の選挙管理委員会は、各投票区における投票人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、国民投票の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

2　投票立会人で參會する者が投票所を開くべき時刻になつても二人に達しないときは、その後二人に達しなかつたときは、投票管理者は、その投票区における投票人名簿に登録された者の中から二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。

3　同一の政党その他の政治団体に属する者は、同一の投票区において、二人以上を投票立会人に選任することができない。

4　投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞すことができない。

(投票所)

第五十条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。
(投票所の開閉時間)

投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、投票人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は投票人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

第五十一条 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定によつて、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これら

直ちにその旨を告示しなければならない。

投票所は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

(投票所の告示)

市町村の選挙管理委員会は、国民投票の期日から少なくとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

天災その他避けることのできない事故により前項の規定により告示した投票所を変更したときは、国民投票の当日を除くほか、市町村の選挙管理委員会は、同項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

(共通投票所)

市町村の選挙管理委員会は、投票人の投票の便宜のため必要があると認める場合（当該市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合に限る）には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する投票人も投票をすることができる共通投票所を設けることができる。

市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により共通投票所を設ける場合には、投票所において投票をすること及び共通投票所又は他の共通投票所において投票をした投票人が共通投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

天災その他避けることのできない事故により、共通投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、当該共通投票所を開かず、又は閉じるものとする。

4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定によつて、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

り共通投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これら

の規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

合に限り」とあるのは、「必要があると認めるとき」と、「若しくは」とあるのは、「若しくは当該時刻を」と、「時刻を四時間以内の範囲内において」とあるのは、「時刻を」と読み替えるものとする。

第一項の規定により共通投票所を設ける場合において、第七十条又は第七十一条第一項の規定により投票の期日を定めたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これら

の規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

第一項の規定により共通投票所を設ける場合において、第七十条又は第七十一条第一項の規定により投票の期日を定めたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これら

(投票所においての投票)

投票人は、国民投票の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

投票人名簿が第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該

投票人名簿に記録している全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第六十九条及び第七十条において同じ)の対照を経なければ、投票をすることができる。

(投票用紙の交付及び様式)

投票用紙は、国民投票の当日、投票所において投票人に交付しなければならない。

投票用紙には、賛成の文字及び反対の文字を印刷しなければならない。

投票用紙は、別記様式(第六十一条第一項、第二項及び第四項並びに第六十二条の規定による投票の場合にあっては、政令で定める様式)に準じて調製しなければならない。

(投票の記載事項及び投函)

投票人は、投票所において、憲法改正案に対し賛成するときは投票用紙に印刷された賛成の文字を囲んで○の記号を自書し、憲法改正案に対し反対するときは投票用紙に印刷された反対の文字を囲んで○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。

(点字投票)

投票人は、点字による投票を行ふ場合においては、投票用紙に、憲法改正案に対し賛成するときは賛成と、憲法改正案に対し反対するときは反対と自書するものとする。

前項の場合においては、政令で定める点字は文字とみなし、投票用紙の様式その他必要な事項は、政令で定める。

(代理投票)

心身の故障その他の事由により、自らの記号を記載することができない投票人

は、第五十七条第一項、第六十三条第四項及び第五項並びに第八十二条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができ。

前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該

投票人の投票を補助すべき者二人を定め、その

(投票所においての投票)

投票人は、国民投票の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

投票人名簿が第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該

投票人名簿に記録している全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第六十九条及び第七十条において同じ)の対照を経なければ、投票をすることができる。

(投票用紙の交付及び様式)

投票用紙は、国民投票の当日、投票所において投票人に交付しなければならない。

投票用紙には、賛成の文字及び反対の文字を印刷しなければならない。

投票用紙は、別記様式(第六十一条第一項、第二項及び第四項並びに第六十二条の規定による投票の場合にあっては、政令で定める様式)に準じて調製しなければならない。

(投票の記載事項及び投函)

投票人は、投票所において、憲法改正案に対し賛成するときは投票用紙に印刷された賛成の文字を囲んで○の記号を自書し、憲法改正案に対し反対するときは投票用紙に印刷された反対の文字を囲んで○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。

(点字投票)

投票人は、点字による投票を行ふ場合においては、投票用紙に、憲法改正案に対し賛成するときは賛成と、憲法改正案に対し反対するときは反対と自書するものとする。

前項の場合においては、政令で定める点字は文字とみなし、投票用紙の様式その他必要な事項は、政令で定める。

(代理投票)

心身の故障その他の事由により、自らの記号を記載することができない投票人

は、第五十七条第一項、第六十三条第四項及び第五項並びに第八十二条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができ。

前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該

投票人の投票を補助すべき者二人を定め、その

3 一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載させ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。

前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(期日前投票

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げ
ます。この表は、市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とします。

4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。

3 天災その他避けることのできない事故により期日前投票所において投票を行わせることができるないときは、市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を開かず、又は閉じるものとする。

2 市町村の選挙管理委員会は、一以上の期日前投票所を設ける場合には、一の期日前投票所において投票をした投票人が他の期日前投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

1 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは少年鑑別所に収容されていること。

四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在すること。

五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

六 天災又は悪天候により投票所に到達することができ困難であること。

二 用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

三 民投票の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。
一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

票会に関しては中央選舉管理會は」と読み替えるものとする。

第七節 国民投票運動

(適用上の注意) この節及び次節の規定の適用に当たつては、表現の自由、學問の自由及び政治活動の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不當に侵害しないように留意しなければならない。

(公務員の政治的行為の制限に関する特例)

第一百条 この節及び次節の規定の適用に当たつては、表現の自由、學問の自由及び政治活動の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不當に侵害しないように留意しなければならない。

(公務員の政治的行為の制限に関する特例)

第一百条の二 公務員(日本銀行の役員(日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第二十六条第一項に規定する役員をいう)を含み、第一百二条各号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。)は、公務員の政治的目的をもつて行われる政治的行為又は積極的な政治運動若しくは政治活動その他の行為(以下この条において単に「政治的行為」という。)を禁止する他の法令の規定(以下この条において「政治的行為禁止規定」という。)にかかわらず、国会が憲法改正を発議した日から国民投票の期日までの間、国民投票運動(憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。)及び憲法改正に関する意見の表明をすることができる。ただし、政治的行為を禁止規範により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでない。

(投票事務関係者の国民投票運動の禁止)

第一百一条 投票管理者、開票管理者、国民投票分

2 第六十二条の規定による投票に関し、不在者投票管理者は、その者の業務上の地位を利用し、國民投票運動をすることができない。

第一百二条 次に掲げる者は、在職中、國民投票運動をすることができない。

一 中央選舉管理會の委員及び中央選舉管理會の庶務に從事する総務省の職員並びに選舉管理委員會の委員及び職員。

二 国民投票広報協議會事務局の職員。

三 裁判官

四 檢察官

五 国家公安委員会又は都道府県公安委員会若しくは方面公安委員會の委員

六 警察官

(公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止)

第一百三条 国若しくは地方公共團体の公務員若しくは行政執行法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第一百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。)の役員若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)の役員若しくは公職選舉法(百三十六条の二第一項第二号に規定する公庫の役職員は、その地位にあらためて特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。

2 教育者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。)は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的にい得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。

(国民投票に関する放送についての留意)

第一百四条 放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十六条号に規定する放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。)は、国民投票運動をする放送については放送法第四条第一項の規定の趣旨に留意するものとする。

(投票日前の國民投票運動のための広告放送の制限)

第一百五条 何人も、國民投票の期日前十四日に当たる日から國民投票の期日までの間ににおいては、次条の規定による場合を除くほか、放送事業者の放送設備を使用して、國民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない。

(国民投票広報協議會及び政党等による放送)

第一百六条 国民投票広報協議會は、両議院の議長が協議して定めるところにより、新聞に、憲法改正案の広報(両議院の議長が協議して定めたものとする)を掲げることとする。

2 前項の広報は、国民投票広報協議會が行う憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報において、国民投票広報協議會等(一人以上の衆議院議員又は參議院議員が所屬する政党その他の政治團体であつて両議院の議長が協議して定めるところにより国民投票広報協議會に届け出たものをいう。以下この条及び次条において同じ。)及び反対の政党等が行う意見の広報並びに憲法改正案に対する賛成の政党等(一人以上の衆議院議員又は參議院議員が所屬する政党その他の政治團体であつて両議院の議長が協議して定めるところにより国民投票広報協議會に届け出たものをいう。以下この条及び次条において同じ。)及び反対の政党等が行う意見の広報並びに憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報を客観的かつ中立的に行うものとする。

3 第一項の放送において、政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等の双方に対しべき事項の広報を客観的かつ中立的に行うものとする。

4 第一項の放送において、政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等の双方に対し同一の寸法及び回数を与える等同等の利便を提供しなければならない。

5 第一項の広告においては、憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等の双方に対し同一の寸法及び回数を与える等同等の利便を提供しなければならない。

6 第一項の広告において意見の広報をすることができる政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、憲法改正案に対する賛成の政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該広告の一部を、その指名する団体に行わせることができる。

(公職選舉法による政治活動の規制との調整)

7 第一項の放送において、政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該放送の一部を、その指名するところにより、当該放送の一部を、その指名する団体に行わせることができる。

第八節 罰則

(組織的多数人買収及び利害誘導罪)

第一百九条 国民投票に関し、次に掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 正案に対する賛成又は反対の投票をし又はしないようその旨を明示して勧誘して、その投票をし又はしないことの報酬として、金銭若しくは憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票をし若しくはしないことに影響を与えるに足りる物品その他の財産上の利益(多数の者に対する意見の表明の手段として通常用いられないものに限る)若しくは公私の職務の供与をし、若しくはその供与の申込み若しくはその申込み若しくは約束をしたとき。

二 組織により、多数の投票人に対し、憲法改正案に対する賛成又は反対の投票をし若しくはしないことの報酬として、金銭若しくは憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票をし若しくはしないことに影響を与えるに足りる物品その他の財産上の利益(多数の者に対する意見の表明の手段として通常用いられないものに限る)若しくは公私の職務の供与をし、若しくはその供与の申込み若しくはその申込み若しくは約束をしたとき。

三 正案に対する賛成又は反対の投票をし若しくはしないことの報酬として、金銭若しくは憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票をし若しくはしないことに影響を与えるに足りる物品その他の財産上の利益(多数の者に対する意見の表明の手段として通常用いられないものに限る)若しくは公私の職務の供与をし、若しくはその供与の申込み若しくはその申込み若しくは約束をしたとき。

四 改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報(両議院の議長が協議して定めたものとする)を掲げることとする。

5 第一項の放送の回数及び日時は、国民投票広報協議會が日本放送協会及び当該放送を行う基幹放送事業者と協議の上、定める。

(国民投票広報協議會及び政党等による新聞廣告)

第一百七条 国民投票広報協議會は、両議院の議長が協議して定めるところにより、新聞に、憲法改正案の広報(両議院の議長が協議して定めたものとする)を掲げることとする。

票をし又はしないことの報酬として、その者又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して憲法改正案に対する賛成又は反対の投票をし又はしないことに影響を与えるに足りる誘導をしたとき。

三 前二号に掲げる行為をさせる目的をもつて国民投票運動をする者に対し金銭若しくは物品の交付をし、若しくはその交付の申込み若しくは約束をし、又は国民投票運動をする者がその交付を受け、その交付を要求し若しくはその申込みを承諾したとき。

(組織的多数人買収及び利害誘導罪の場合の没収)

第一百十条 前条の場合において收受し、又は交付を受けた利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(職権濫用による国民投票の自由妨害罪)

第一百十一条 国民投票に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選舉管理会の委員若しくは中央選舉管理会の庶務に従事する総務省の職員、選舉管理委員会の委員若しくは地方公団体の公務員、投票所及び開票所の職員、投票管理委員、投票管理者、開票管理者又は国民投票運動長若しくは国民投票長が故意にその職務の執行を怠り、又は正当な理由がなくて国民投票運動をする者に追随し、その居宅に立ち入る等その職権を濫用して国民投票の自由を妨害したときは、四年以下の拘禁刑に処する。

国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選舉管理会の委員若しくは中央選舉管理会の庶務に従事する総務省の職員、選舉管理委員会の委員若しくは地方公團体の公務員、投票所及び開票所の職員、投票管理委員、投票管理者、開票管理者又は国民投票運動長若しくは国民投票長が故意にその職務の執行を怠り、又は正当な理由がなくて国民投票運動をする者に追随し、その居宅に立ち入る等その職権を濫用して国民投票の自由を妨害したときは、四年以下の拘禁刑に処する。

(投票の秘密侵害罪)

第一百十二条 中央選舉管理会の委員若しくは中央選舉管理会の庶務に従事する総務省の職員、選舉管理委員会の委員若しくは職員、投票管理委員者、開票管理者、国民投票分会長若しくは国民

投票長、国民投票事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人(第五十九条第一項の規定により投票を補助すべき者及び第六十二条第三項の規定により投票所及び第六十条第一項に規定する期日前投票所を含む。次条第一項、第一百四条及び第一百六条において同じ。)又は監視者(投票所における凶器携帯罪)

第一百十三条 投票所又は開票所において、正当な理由がなくて、投票人の投票に干渉し、又は投票の内容を認知する方法を行った者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百十四条 投票管理者、開票管理者、国民投票分会長、国民投票長、立会人若しくは監視者に暴行若しくは脅迫を加え、投票所、開票所、国民投票分会場若しくは国民投票会場を騒擾し、又は投票箱を取り出した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(投票事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等)

第一百十五条 多衆集合して前条の罪を犯した者は、次の区別に従つて処断する。

一 首謀者は、一年以上七年以下の拘禁刑に処する。

二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上五年以下の拘禁刑に処する。

三 付和隨行した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

二 前項の罪を犯すため多衆集合し当該公務員から解散の命令を受けることが三回以上に及んで

もなお解散しないときは、首謀者は、二年以下の拘禁刑に処し、その他の者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

第一百十六条 銃砲、刀剣、こん棒その他人を殺傷するに足るべき物件を携帯して投票所、開票所、国民投票分会場又は国民投票会場に入った者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(携帯凶器の没収)

第一百十七条 前条の罪を犯した場合においては、その携帶した物件を没収する。

(詐偽登録、虚偽宣言罪等)

第一百十八条 詐偽の方法をもつて投票人名簿又は在外投票人名簿に登録をさせた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 投票人名簿に登録をさせる目的をもつて住民基本台帳法第二十二条の規定による届出に關する虚偽の届出をすることによって投票人名簿に登録をさせた者も、前項と同様とする。

3 在外投票人名簿に登録させる目的をもつて公職選舉法第三十条の五第一項又は第四項の規定による申請に關する虚偽の申請をすることによって在外投票人名簿に登録をさせた者も、第一項と同様とする。

4 第六十三条第一項の場合において虚偽の宣言をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(投票人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反)

第一百十九条 投票人でない者が投票をしたとき以下の罰金に処する。

2 第二十九条の三第五項(第四十二条の二において準用する場合を含む。)又は第二十九条の三第四項(第四十二条の二において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(多衆の国民投票妨害罪)

第一百五十二条 多衆集合して前条の罪を犯した者は、次の区別に従つて処断する。

一 首謀者は、一年以上七年以下の拘禁刑に処する。

二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上五年以下の拘禁刑に処する。

三 付和隨行した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

3 投票を偽造し、又はその数を増減した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百二十条 第五十九条第二項の規定により賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者が投票人の指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載しなかつたときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

4 中央選舉管理会の委員若しくは中央選舉管理会の庶務に従事する総務省の職員、選舉管理委員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長若しくは国民投票長、国民投票事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人又は監視者が前項の罪を犯したときは、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(代理投票等における記載義務違反)

第一百二十一条 第五十九条第二項の規定により賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者が投票人の指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載しなかつたときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第六十二条第三項の規定により投票に関する記載をする者が投票人の指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載しなかつたときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3 前項に規定するもののほか、第六十二条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者が、投票を無効とする目的をもつて、投票に関する記載をせず、又は虚偽の記載をしたときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第六十二条第三項の規定により投票に関する記載をする者が投票人の指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載しなかつたときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3 前項に規定するもののほか、第六十二条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者が、投票を無効とする目的をもつて、投票に関する記載をせず、又は虚偽の記載をしたときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第六十二条第三項の規定により投票に関する記載をする者が投票人の指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載しなかつたときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3 前項に規定するもののほか、第六十二条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者が、投票を無効とする目的をもつて、投票に関する記載をせず、又は虚偽の記載をしたときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百二十二条 立会人が、正当な理由がなくてこの法律に規定する義務を欠くときは、二十万円以下の罰金に処する。

(国民投票運動の規制違反)

第一百二十三条 第百二条又は第一百二条の規定による投票について、その投票を管理すべき者は投票反して国民投票運動をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第一百二十四条 投票人でない者が投票をしたとき以下の罰金に処する。

2 第二十九条の三第五項(第四十二条の二において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第一百二十五条 投票人でない者が投票をしたときは、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 氏名を詐称し、その他詐偽の方法をもつて投票し、又は投票しようとした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

別記様式(第五十六条関係)	
書	
記入欄	記入欄
名前 姓 氏 名 性別 年齢	名前 姓 氏 名 性別 年齢
郵便番号 住所	
日付(西暦) 年月日	
郵便局名	

解説
 一、記入欄：記入する欄で、左欄は被験者の個人情報を記入する欄で右欄は監視者の個人情報を記入する欄である。
 二、郵便番号・住所：被験者の住所を記入する欄である。
 三、日付(西暦)・年月日：被験者の年齢を記入する欄である。
 四、郵便局名：被験者の住所が記入された郵便局の名前を記入する欄である。